

# 仕 様 書

1. 業務名：林業業務システムにおけるサーバ等の更新に伴う情報系システム等のOSバージョンアップ及びデータ移設等に係る業務

## 2. 概要

### (1) 範囲

本仕様書は、当信用基金の情報系システム等のOSバージョンアップ対応とデータ移設作業等（機能改善のための改修も含む）について、必須の要求条件等について定めるものである。

### (2) 目的

平成26年度のサーバ更新等によるWindows ServerのOS（オペレーションシステム）のバージョンアップにより、現在稼働中の情報系システム及び基幹系システム（以下「情報系システム等」という。）のソフトウェア移行作業等を実施するものとする。

## 3. 作業範囲

- (1) 現在稼働する情報系システム等の機能を損なうことなくソフトウェア等を更新後のサーバ（以下「新サーバ」という。）への移設を行うものとする。
- (2) 現在稼働する保証審査業務、保証料計算業務、償還管理業務、事故延滞管理業務、求償権管理業務、出資業務、経理関係業務、共通画面機能、マスタ保守、システム管理、情報系システム関連プログラムに対し本移設作業上で必要となれば改修を行うこと。
- (3) サーバ更新に伴うシステム設定、確認を行うこと。
- (4) サーバ構築（ハードウェア、ミドルウェア設定）のハードウェア納入業者と協議し、システムを構築すること。
- (5) 現在稼働中のサーバから新サーバへデータを損なう事なく移行させること。
- (6) 新サーバにRDBMS (SQL Server2012) をインストールし、設定、動作確認等を行うこと。
- (7) 新サーバにおいて情報系システム等が正常に機能することが確認できるまで、現行のサーバを並行稼働させる。
- (8) 新サーバに新設されたデータバックアップ装置において、バックアップソフトのインストール後に（データバックアップ装置の新設及びバックアップソフトのインストールは新ハードの納入業者が行う。）、データバックアップに必要な設定、動作確認を行う。
- (9) 各クライアントのログオン時に実行するスクリプトの内容を変更する。（サーバからmdbファイルをコピーする処理を行う。）
- (10) 上記(7)の並行稼働が終了後、現行のテスト環境におけるOSについて、信用基金の指定する環境において、アップグレードを行う。

#### 4. ソフトウェアの必要条件

本改修要件について、当信用基金担当者と十分な仕様確認を実施の上、下記必要条件により改修を行うものとする。

- (1) 情報系システム等の設計及びソフトウェア、データベースについて十分な理解を有することとし、システム機能・データの整合性を保持すること。
- (2) 「情報系システム」については、株式会社金融エンジニアリング・グループが著作権等を有するため、同社からのソースコード提供及び了承を必須条件とし、ソフトウェアの改修作業、データ移行等が行えること。

#### 5. 仕様要件

- (1) Windows2003サーバからWindows Server 2012へOSのバージョンアップを行った上で移行試験を行うこと。
- (2) 情報系システム等のサーバプログラム（ASP.NET）について、Windows Server 2012に対応する機能改修が必要となった場合は実施すること。
- (3) 情報系システム等のクライアントプログラム（MSアクセス）についてサーバプログラムと整合性をとった、画面・帳票プログラムの機能改修を行うこと。

##### (4) サーバ構成

- ① モデル：Express5800/R320c-E4(4C/E5-2603-W2012) NEC製
- ② OS：Windows Server 2012 R2
- ③ 言語及びプロダクト
  - ・Microsoft Visual Studio VB.NET 2003 (.Net Framework 1.1)
- ④ DBMS：Microsoft SQL Server 2012 Standard
- ⑤ バックアップ装置及びソフトウェア
  - ・内蔵RDX（ソフトウェア：CA ARCServe Backup r16.5）

##### (5) クライアントPC

- ① OS：Windows7（32bit版）
- ② 使用プロダクト
  - ・Microsoft Excel 2010（又は下位バージョン(ただし、使用可能なバージョンはExcel2007以上)）
  - ・Microsoft Access 2010（又は下位バージョン(ただし、使用可能なバージョンはAccess2000以上)）
  - ・Acrobat Reader 5.0以上

#### 6. 試験、立会い検査及び品質保証

##### (1) 一般事項

本仕様書で規定する機能改修要件について、試験及び検査を行うこと。

##### (2) 品質検査

現使用環境において、現行機能の保持を確認する品質検査を行うこと。

(3) 品質保証

納入後1年以内に生じた機能障害については、本仕様書に所定の要求項目を満足するように処置すること。

7. 納入

(1) 納入期限

平成27年7月31日（金）

(2) 納品物件

改修したソフトウェア一式は基金運用稼動環境に組み込むとともにCD-ROMで納品すること。

- |                           |    |
|---------------------------|----|
| ① 機能改修に係る報告書（設計書及び操作説明書等） | 一式 |
| ② 納品検査書                   | 一式 |
| ③ 機能改修モジュール               | 一式 |

8. 納入場所

東京都千代田区内神田1丁目1番12号 コープビル11階  
独立行政法人農林漁業信用基金 第二電算室

9. 必要な測定器、ソフトウェアの確保

本ソフトウェアの試験及び動作確認に必要な機器、ソフトウェア等は請負者が用意すること。

10. 受託基準

(1) 受託者の資格

受託者は、以下に掲げる体制に係る要件を満たしていること。

ア. 品質管理等の体制について、ISO9001等の認証を取得していること又はこれらと同水準と認められる品質管理体制を確立していること。

イ. 情報セキュリティ管理体制について、ISMS認証を取得していること又はこれと同水準と認められる情報セキュリティ管理体制を確立していること。

(2) 作業担当者の資格

本件業務に従事する作業担当者は、作業計画の作成、作業遂行に必要な資源の調達、作業体制の確立及び品質等の管理を行える実務経験又は知識を有すること

(3) 情報の提供

受託者は、以下に関する情報を信用基金に提供できること。

- |                    |
|--------------------|
| ① 自らの資本関係の情報（任意様式） |
| ② 役員等の情報（任意様式）     |

- ③ 受託業務の主たる実施場所 (様式1号)
- ④ 従事者の所属等に関する情報 (様式2号)
- ⑤ 情報セキュリティ対策及び個人情報の取扱いに係る実施内容及び管理体制 (様式3号)

(4) 再委託の制限

- ① 受託者は、業務の全部を第三者に再委託することができない。業務の一部を再委託する場合には、再委託する業務、再委託先等を信用基金に書面 (別紙様式4号) で提出し、承認を受けること。
- ② 受託者は、機密保持、知的財産権等に関して、本仕様書6 (5) ~ (7) で提示している受注者の債務を再委託先事業者も負うよう、必要な処置を契約締結前に速やかに実施することとし、その内容を信用基金に書面で提出し、予め承認を得ること。なお、第三者に再委託する場合には、その最終的な責任を受託者が負うこと。

(5) 秘密の保持等

- ① 受託者は、受託業務の実施の過程で信用基金が開示、提供した情報（公知の情報を除く。以下「機密情報」という。）を、機密情報として保持し、原則として本受託業務の目的以外に、外部への持ち出し、第三者への開示、遺漏、公表をしてはならない。  
ただし、業務遂行上必要な場合は、信用基金の、書面による事前の承認を得ればこの限りでない。
- ② 受託者は、契約締結時に、機密情報にアクセスできる作業者の選定を行い、信用基金担当者に提出すること。また、人事異動等により変更が生じた際には、速やかに必要事項を修正の上、信用基金担当者に提出すること。
- ③ 受託者は、機密情報を機密にしておくために合理的な安全保証の予防措置をとらなければならない。
- ④ 信用基金が提供する情報は、原則として全て信用基金の所有物であり、受託者は、業務の遂行のためにのみ使用するものとし、その他の目的及び用途で使用してはならない。
- ⑤ 受託者は、機密情報の複写については、原則禁止とする。なお、事前に書面にて信用基金担当者の許可を得た場合についてはこの限りではない。
- ⑥ 受託者は、機密情報を電子メールで送受信する際は、当該機密情報をメール本文には記載せず、パスワードを設定した添付ファイルにて送受信を行うこと。
- ⑦ 受託者は、契約終了後速やかに機密情報の現物、複製、要約及び各業務において直接発生した二次情報を信用基金に返却または廃棄し、一切のこれらの資料を保管しないものとし、その証明書を提出すること。なお、信用基金担当者が別に指示した場合についてはこの限りではない。
- ⑧ 受託者が契約に違反して機密情報及び機密資料(機密情報を書面にしたもの)

を外部に持ち出したり、第三者に漏洩したこと等に起因して信用基金または関係機関等が損害を被った場合には、信用基金は受託者に対して損害賠償を請求し、かつ信用基金が適当と考える必要な措置をとる権利を有する。

- ⑨ 受託者は、業務上アクセスし得るデータについて、業務遂行に必要な改ざん、破損、滅失紛失等を行うことが無いよう、その保全と安定的な確保のための必要な措置をとらなければならない。

(6) 情報セキュリティ及び個人情報の取扱い

- ① 受託者は情報セキュリティ対策及び個人情報の取扱いに係る履行状況を別紙様式5号にてとりまとめ、四半期毎（仕様書4(1)の業務については業務完了後）。
- ② 履行状況が不十分と認められた場合は、その改善策（手続きや体制の見直し等）の検討・実施を必須とし、改善策の実施状況や改善の状況について報告すること（別紙様式6号）。
- ③ 当基金が履行状況の確認等のため必要と認めた場合、情報セキュリティ及び個人情報の取扱いについての監査を実施するため、受託者はこれを受入ること。

(7) サービスレベルの保証

本件業務を実施するに当たり、確保すべき対象サービスの質を、下表のとおり定め、達成状況について報告書としてとりまとめ、信用基金担当者との定例の報告会を通じて報告すること。

サービスレベルを遵守できなかった場合は、その改善策の検討・実施を必須とし、改善策の実施状況や改善の状況については、次回の定例の報告会を通じて報告すること。

サービスレベル目標値

番号	項目	基準
1	信頼性	基幹系及び情報系システムに支障を与えない。
2	拡張性	将来的な拡張に対応できること
3	報告会	定期的な報告会（進捗報告等）の実施
4	情報セキュリティ対策	セキュリティ事故を発生させない
5	個人情報保護対策	必要に応じた個人情報の保護対策
6	成果物	改修プログラムの納品
		報告書等ドキュメント類の提出

11. その他

- (1) 本仕様書に疑義が生じた場合または本仕様書の内容を変更する必要がある場合には、当基金と協議の上、速やかに解決を図ること。その際の決定事項は、受託者が打合せ議事録を作成し、当基金の承認を受け発効する。なお、この打合せ議事録は本仕様書に優先する。

- (2) 本件作業に当たっては、当信用基金担当者と十分打合せを行った上で実施すること。

以上

(様式1号)

## 情報セキュリティ対策及び個人情報の取扱いに係る作業場所に関する届出書

年 月 日

独立行政法人農林漁業信用基金 殿

所在地

事業者名

代表者

㊞

林業信用保証業務における信用格付と資産査定結果の整合性確保に係る「情報系システム」の改修及びメンテナンス等業務においては、情報セキュリティ対策及び個人情報の取扱いに係る作業場所について、下記のとおり届けます。

### 記

所在地

所在地 : (所在住所)
名称 : (ビル等の名称、所在階、区画・部屋等の名称)
作業内容 : (当該作業場所で行う作業の詳細)

<所在地が複数ある場合は作業場所ごとに追加すること>

以上

(様式2号)

情報セキュリティ対策及び個人情報の取扱いに係る  
作業責任者及び作業従事者に関する届出書

年 月 日

独立行政法人農林漁業信用基金 殿

所在地

事業者名

代表者

㊞

林業信用保証業務における信用格付と資産査定結果の整合性確保に係る「情報システム」の改修及びメンテナンス等業務においては、情報セキュリティ対策及び個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者について、下記のとおり届けます。

記

<作業責任者>

役職・氏名		
経歴・資格		
国籍		

<作業従事者>

氏名	所属	実績の有無	国籍

<記述欄が足りない場合は、別紙により補足すること>

(様式3号)

年 月 日

独立行政法人農林漁業信用基金 殿

所在地

事業者名

代表者

㊞

情報セキュリティ対策及び個人情報の取扱いに係る  
実施内容及び管理体制に関する届出書

林業信用保証業務における信用格付と資産査定結果の整合性確保に係る「情報システム」の改修及びメンテナンス等業務においては、情報セキュリティ対策及び個人情報の取扱いに係る実施内容及び管理体制について、下記のとおり届けます。

記

1. 情報セキュリティを確保するための体制・実施内容
2. 個人情報を含む重要な情報の管理方法等
3. 情報セキュリティが侵害、又は侵害のおそれがないか  
(ある場合はその内容を記載)

ある / ない



(様式4号)

## 再委託承認申請書

年 月 日

独立行政法人農林漁業信用基金 殿

所在地

事業者名

代表者

㊞

林業信用保証業務における信用格付と資産査定結果の整合性確保に係る「情報系システム」の改修及びメンテナンス等業務の一部を他の事業者へ委託したいので、以下のとおり申請します。

### 記

委託先名	住所 名称(会社名) 代表者名
委託する理由	
委託して 処理する内容	
委託先が 取り扱う情報	
委託者における安全性 及び信頼性を確保する 対策並びに委託者に対 する管理及び監督の方 法	(必要があれば、別紙により補足すること)

(様式5号)

年 月 日

独立行政法人農林漁業信用基金 殿

所在地  
事業者名  
代表者

印

情報セキュリティ対策及び個人情報保護の取扱いに係る履行状況について（報告用）

標記の履行状況について、次のとおり相違ないことを報告します。

項目	確認事項	履行状況	
1 基本的事項	機密情報及び個人情報の保護の重要性を認識し、その取扱いに当たっては、セキュリティ事故が発生することのないよう適切に取り扱っている。	いる	いない
2 管理体制等	受託業務の従事者を限定する等、情報セキュリティの管理体制を整備している。	いる	いない
3 教育の実施	責任者及び従事者に対し、遵守事項の内容を周知徹底しその遵守に必要な教育を行っている。	いる	いない
4 秘密の保持	責任者及び従事者に対し、機密情報及び個人情報を他に漏らすことのないよう周知徹底している。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。	いる	いない
5 目的外利用及び第三者への提供の禁止	機密情報及び個人情報を契約の目的外に利用していない。また、第三者に提供していない。	いる	いない
6 再委託の禁止又は制限	再委託者等の第三者に取り扱わせていない。		
	独立行政法人農林漁業信用基金の承諾を得て、再委託をしているが、再委託者に遵守事項の規定を遵守させている。	いる	いない
7 情報の授受	機密情報及び個人情報の授受は、届出の責任者及び従事者に限定している。	いる	いない
	個人情報を電子メールで送信していない。	いる	いない

	個人情報以外の重要な情報を電子メールにより送信するときは、添付ファイルとし、ファイルのパスワード設定又はデータを暗号化している。	いる	いない
	機密情報及び個人情報を格納した記憶媒体を送付するときは、ファイルのパスワード設定又はデータを暗号化している。	いる	いない
	機密情報及び個人情報を含む印刷物及び記憶媒体を送付するときは、特定記録郵便等により送付している。	いる	いない
8 情報の管理	機密情報及び個人情報は、社外への持ち出しや複製をしていない。	いる	いない
	独立行政法人農林漁業信用基金の承諾を得て、社外への持ち出しや複製をしているが、持出し管理簿などにより記録をしている。	いる	いない
	機密情報及び個人情報を含む印刷物及び記憶媒体は、届出の従事者以外の者が利用できないよう施錠管理している。	いる	いない
	機密情報及び個人情報を含む印刷物及び記憶媒体を廃棄または再利用する時は独立行政法人農林漁業信用基金の指示する方法によっている。	いる	いない
	届出の従事者以外の者が機密情報及び個人情報にアクセスできないようアクセス管理を行っている。	いる	いない
	機密情報及び個人情報の保管または処理に従事者等の私物のパソコン等の機器、記憶媒体を使用していない。	いる	いない
	パソコン等の機器を構成するOS、ソフトウェア等に必要に応じて修正プログラムを適用している。	いる	いない
9 事故発生時の対処	機密情報及び個人情報の漏えい等のセキュリティ事故が発生した場合に備え、独立行政法人農林漁業信用基金に対し、速やかに報告できる緊急時の連絡体制を整備している。	いる	いない

	機密情報及び個人情報の漏えい等のセキュリティ事故が発生した場合、直ちに被害を最小限に抑えるための措置を講じる体制を構築している。	いる	いない
--	--	----	-----

(別紙様式 6 号)

年 月 日

独立行政法人農林漁業信用基金 殿

所在地

事業者名

代表者

㊞

情報セキュリティ対策及び個人情報の取扱いに係る履行状況について(報告用)  
(改善策の実施状況や改善の状況)

標記の件について、下記のとおり報告します。

記

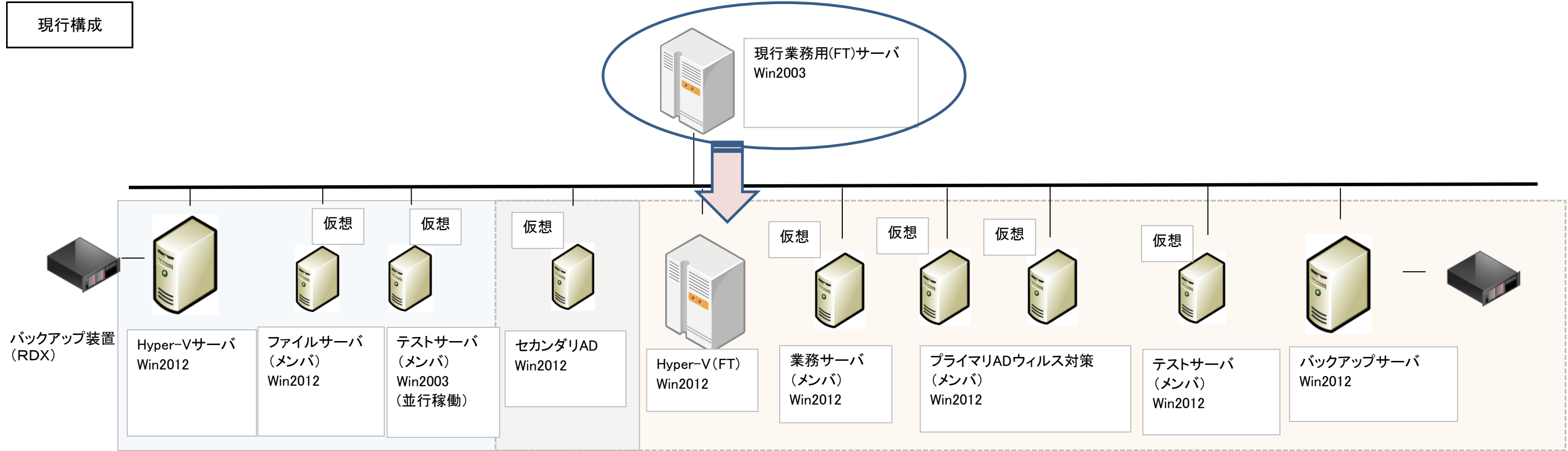
1. 改善策

2. 改善策の実施状況等

以上

環境構成の変更イメージ図	システム名				
	林業業務システム				

現行構成



簡易図

